

○ 目的

- ・脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」）が死亡原因や要介護状態となる原因の主要なものとなっていることに鑑み、循環器病対策基本法が制定
- ・法に基づく基本計画では、①「循環器病の予防や普及啓発」、②「患者等に対する保健、医療、福祉サービス提供体制の充実」、③「研究推進」の3つの達成を通じて、「健康寿命の延伸」を図るとともに、「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す

○ 国の動向

- ・令和元年12月：「循環器病対策基本法<sup>※1</sup>」施行
- ・令和2年10月：「循環器病対策推進基本計画」策定

※1 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法

第1章 計画策定の趣旨等

○ 根拠法令

循環器病対策基本法第11条第1項

○ 計画期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで【3年間】

第2章 本県における循環器病の状況

○ 主要死亡原因内訳

悪性新生物（がん）に次いで、循環器病が全死亡原因の第2位。（図1）

○ 循環器病の年齢調整死亡率

男女とも全国と比べ低い。（図2）

○ 健康寿命と平均寿命

健康寿命と平均寿命の差（不健康な期間）は、男女とも全国と比べ長い。（図3）

図1 <本県の主要な死亡原因内訳>

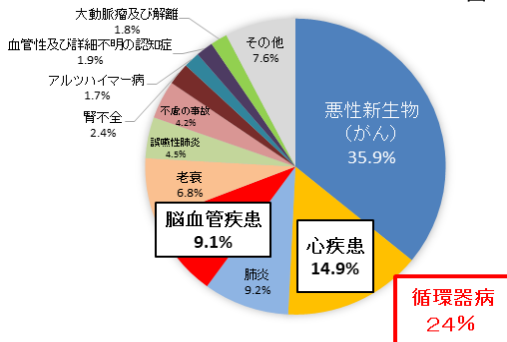


図2 <年齢調整死亡率(平成27年、人口10万対)>

項目	全国		福岡県	
	男	女	男	女
脳血管疾患	37.8	21.0	33.6	17.7
心疾患	65.4	34.2	42.3	23.9

図3 <健康寿命と平均寿命(平成28年、単位:年)>

項目	全国		福岡県	
	男	女	男	女
健康寿命	72.14	74.79	71.49	74.66
平均寿命	80.98	87.14	80.72	87.32
不健康な期間	8.84	12.34	9.23	12.66

第3章 基本方針

全体目標

「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」

《基本施策1》

循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

《基本施策2》

保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

《基本施策3》

多職種連携による循環器病患者への支援の充実

## 第4章 個別施策

### 基本施策1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

- (1) 生活習慣病の発症、重症化予防の取組の強化
  - ①生活習慣病の予防の推進
    - ・食生活、身体活動、喫煙防止等について、効果的な普及啓発の実施
  - ②特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上等に向けた取組
    - ・保険者協議会など関係団体と連携した普及啓発及び情報提供の実施
    - ・保健指導従事者を対象とした研修の実施
- (2) 循環器病に関する正しい知識の普及啓発
  - ・関係団体等と連携した循環器病の前兆及び症状、発症時の対応等に関する普及啓発の実施

### 基本施策2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- (1) 救急搬送体制の整備
  - ・消防機関と医療機関の連携による速やかな救護体制の充実
- (2) 急性期から慢性期までの切れ目のない医療提供体制の構築
  - ①医療提供体制
    - ・各医療機関における診療情報等の共有を図るため地域連携クリティカルパス等を活用した支援を実施
    - ・患者の状態に応じた医療・リハビリテーションの提供体制の整備
    - ・在宅医療・介護連携にあたっての課題検討
  - ②医療従事者等の人材確保及び育成
    - ・就業啓発及び再就業支援による医療従事者確保の取組、研修会等の開催
  - ③患者の状態に応じたリハビリテーションの提供や適切な緩和ケアの推進
    - ・継続したリハビリテーションの提供体制の整備
    - ・医師等に対する緩和ケア研修会等の実施
- (3) 在宅療養等が可能となる環境の整備
  - ・24時間の在宅医療体制確保のため、医療機関や訪問看護ステーション同士の連携を支援
  - ・かかりつけ医等を対象に研修会を実施（支援者間のネットワーク体制整備及び質の向上）
- (4) 小児期から成人期までの成育過程を通じた循環器病対策
  - ・移行医療支援、療養生活に係る情報提供・相談支援の在り方に関する検討

### 基本施策3 多職種連携による循環器病患者への支援の充実

- (1) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
  - ・循環器病に関する様々な情報の収集、県民への提供
  - ・ホームページやハンドブック等を活用した情報提供の実施
- (2) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
  - ・医療機関や相談機関等の連携による後遺症に関する相談支援及び情報提供等の取組の推進
- (3) 治療と仕事の両立支援・就労支援
  - ・セミナー等の開催による事業者への理解促進、循環器病患者等への相談支援の実施

## 第5章 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 循環器病対策の進捗状況の把握及び評価
  - 定期的に進捗状況を把握し評価を行い、PDCA サイクルに基づく改善を図り、施策に反映。
- 計画の見直し
  - 法第11条第4項の規定に基づき、少なくとも6年ごとに検討を加える。新たな保健医療計画との調和を図ることができるよう、計画期間を令和5（2023）年度までとし、見直しを行う。